よなごの国保

国民健康保険被保険者証（保険証）の更新について

令和6年7月31日をもって、お手持ちの国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限が切れますので、新しい保険証を7月上旬に簡易書留で世帯主の方へお送りします。1通につき3名分までの保険証が入っています。4名以上の世帯には、2通以上届くことになります。

保険証が届きましたら記載内容をご確認ください。

○有効期限について

今回お送りする保険証の有効期限は令和7年7月31日です。大切にお使いください。なお、次の方は、有効期限が異なったものとなります。

◎後期高齢者医療制度に変わる方（令和7年7月31日までに75歳になる方）
◎高齢受給者に該当する方（令和7年7月1日までに70歳になる方）
◎学生の届けをされた方で 令和7年7月31日までに卒業予定となる方

○保険証に関する注意事項

保険証は簡易書留で郵送します。**ご不在のため配達できなかった書留は、郵便局の配達員が不在連絡票をおいていきます。郵便局に電話されますと、希望される日または時間帯に再配達されます。一定期間、受け取りをされなかった場合には、保険年金課へ返送となります。**

※新しい保険証が届きましたら、有効期限が令和6年7月31日となっている古い保険証は、個人情報等がわからないように裁断するなどして確実に処分してください。

※高齢受給者（70歳以上75歳未満）の方は、8月1日から使用してください。

後期高齢者医療被保険者証（保険証）の更新について

令和6年7月31日をもって、お手持ちの後期高齢者医療被保険者証（保険証）の有効期限が切れますので、7月中旬以降に簡易書留で新しい保険証をお送りします。保険証が届きましたら記載内容をご確認ください。新しい保険証は、8月1日から使用してください。

○有効期限について

今回お送りする保険証の有効期限は令和7年7月31日です。1年間お使いいただきますので、大切に保管してください。

○保険証に関する注意事項

保険証は簡易書留で郵送します。ご不在のため配達できなかった書留は、国民健康保険被保険者証の更新についての「保険証に関する注意事項」の**下線部分**（このページの中ほど）と同様となります。

なお、8月になりましたら、有効期限が令和6年7月31日となっている古い保険証は、個人情報 等がわからないように裁断するなどして確実に処分してください。

令和6年7月1日

今年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります（国民健康保険・後期高齢者医療）

法改正により、今年12月2日から現行の保険証は発行されなくなり、マイナ保険証(※1)を基本とする仕組みに移行します。なお、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、マイナ保険証を利用できる方には「資格情報のお知らせ」(※2)、マイナ保険証を利用できない方には、「資格確認書」(※3)が申請いただくことなく交付され、引き続き、医療を受けることができます。

※1　マイナ保険証

・**保険証利用登録が完了した**マイナンバーカードのことです。保険証として利用登録していないマイナンバーカードは保険証として使えませんのでご注意ください。また、マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書には5年の有効期限があります。更新忘れにご注意ください。

※2「資格情報のお知らせ」

・マイナ保険証を利用できる方に対して交付します。
・ご自身の資格情報（記号番号、負担割合等）を簡易に確認できます。
・マイナ保険証の読み取りができない場合にマイナンバーカードとともに医療機関に提示していただくことで、今までどおり保険診療を受けられます。

※3「資格確認書」

・マイナ保険証を利用できない方に対して交付します。
・医療機関に提示することで、今までどおり保険診療を受けられます。

【スケジュールイメージ】

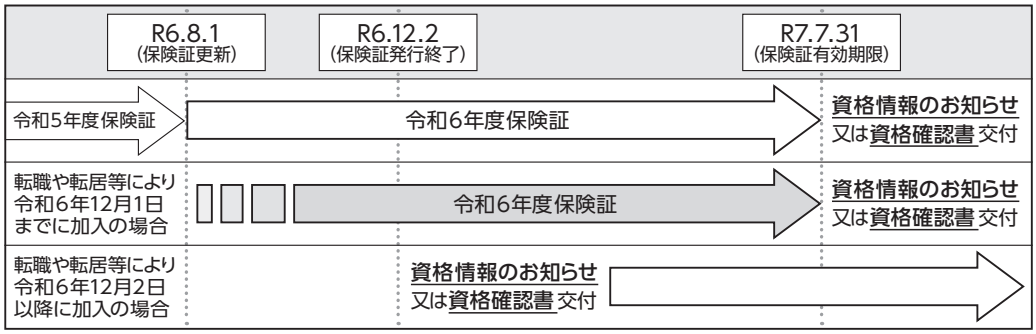

※お手元の令和6年度保険証の有効期限が12月2日から令和7年7月31日までの日付の方については、期限到来後は新しい保険証の発行は行われず、マイナ保険証又は資格確認書にて医療を受けていただくこととなります。

令和6年度 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付が7月から始まります

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は、4月1日を賦課期日として計算し、4月から翌年3月までの1年度分を納付していただきます。納付書や口座振替により納付する方法（普通徴収）と、年金から天引きする方法（特別徴収）がありますので、納入通知書が届きましたら納付方法をご確認ください。

○保険料を納付書・口座振替で納付の方（普通徴収）

納付書でお支払いの方へは、7月中旬に納付書を8期分まとめてお送りしますので、お近くの金融機関、コンビニエンスストア、収納推進課、淀江支所地域生活課の窓口で納めてください。

口座振替をご利用の方は、納期限の日に指定の金融機関の口座から振り替えとなりますので、振替口座をご確認ください。

また、スマホ決済やインターネットを通じてクレジットカードによる納付（後期高齢者医療保険料を除く）もできます。【クレジット納付では、納付額のほかにクレジット納付サイトのシステム利用料が必要です。】

令和6年度 国民健康保険料の納期限

1期	7月 31日（水）
2期	9月 2日（月）
3期	9月 30日（月）

4期	10月 31日（木）
5期	12月 2日（月）
6期	12月 25日（水）

7期	1月 31日（金）
8期	2月 28日（金）

※納期内での納付が困難な方は、収納推進課（23-5124）へご相談ください。

※国民健康保険料は市役所の窓口で、ペイジー口座振替受付サービスをご利用できます。必要なものは、対象金融機関（山陰合同銀行、鳥取銀行、米子信用金庫、島根銀行、中国労働金庫、中国銀行、ゆうちょ銀行、鳥取西部農業協同組合）のキャッシュカード（手続きができるのは口座名義人の方のみ）及び本人確認書類です。

○保険料を年金から天引きの方（特別徴収）

納付月は、年金支給月の 4月、6月、8月、10月、12月、2月 となります。

※特別徴収されていた方でも、本年度中に75歳を迎えられる場合、あるいは要件を満たさなくなった場合は、**特別徴収が中止となります**。

※保険料の滞納がない方で、特別徴収を中止して、口座振替による納付への変更をご希望の方は、ご希望の金融機関での口座振替の手続き後、保険年金課または 淀江支所地域生活課で 7月31日までに手続きされますと、10月に支給される年金から特別徴収が中止となります。

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」（高額な診療を受けるとき、窓口での負担が自己負担限度額までになる認定証）の更新について

○国民健康保険加入の方

現在交付している認定証は、令和6年7月31日が有効期限となっています。8月以降も認定証が必要な方は、7月1日(月)以降に保険年金課または淀江支所地域生活課で更新の手続きをお願いします（自動更新ではありません）。また、新たに認定証が必要な方も随時交付いたしますので申請してください。

	年齢	住民税課税区分	交付する認定証
対象となる方	70歳未満	課税世帯	限度額適用認定証
		非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証
	70歳以上 75歳未満	課税世帯	所得区分が 現役並み所得者Ⅰ 及び 現役並み所得者Ⅱ の方(注)は 限度額適用認定証
		非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証

（※注）
所得区分が現役並み所得者Ⅰ　課税所得 145万円以上 380万円未満
所得区分が現役並み所得者Ⅱ　課税所得 380万円以上 690万円未満

所得区分が 一般（課税所得145万円未満）及び 現役並み所得者Ⅲ（課税所得690万円以上）の方は、医療機関に保険証を提示することにより自己負担限度額までの支払いとなることから、限度額適用認定証は必要ありません。

※認定証の申請には保険料の未納がないことが要件となります。

※住民税課税世帯・非課税世帯の判定について、令和6年8月から令和7年7月の期間は、令和6年度の住民税課税状況で判定します。

◯後期高齢者医療制度加入の方

現在、認定証を交付している方（令和6年7月31日有効期限の認定証をお持ちの方）で所得区分が変わらない場合は、自動更新になります。更新した認定証は7月中旬以降保険証と一緒に郵送いたします。

また、新たに認定証が必要な方は7月1日（月）から随時交付いたしますので保険証をお持ちになり、保険年金課または淀江支所地域生活課で申請してください。

※世帯に所得未申告の方がいる場合は、自動更新とはなりません。

※認定証が必要な方と必要でない方は、世帯の所得に応じて変わります。

※住民税課税世帯・非課税世帯の判定について、令和6年8月から令和7年7月の期間は、令和6年度の住民税課税状況で判定します。

＜マイナ保険証を使うメリット＞

入院・手術などで医療費が高額になる場合に、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関でマイナ保険証を使えば、限度額適用認定証等がなくても、高額療養費の限度額を超える支払いが不要となります。

健康推進室から

【データヘルス計画の医療費分析から】

要支援・要介護認定者には、心臓病や高血圧、筋骨格系の疾患を持っておられる人が多い状況です。

生活習慣病である糖尿病や高血圧、脂質異常症を予防することや、健康管理に努めることは介護予防にもつながります。

要支援・要介護認定者の有病状況（令和4年度）

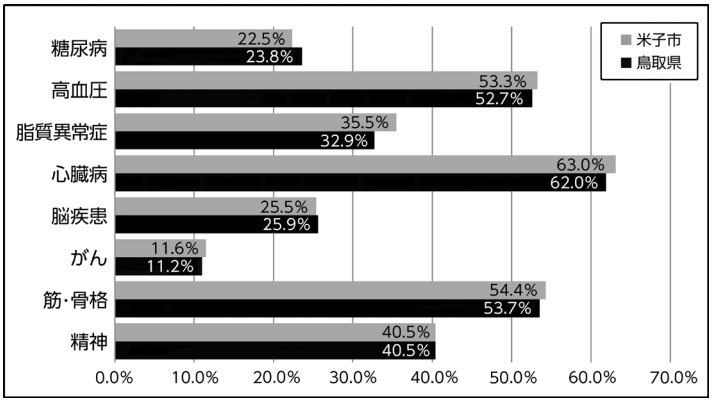

健康がい～な講演会のお知らせ

参加無料、**予約不要**です。たくさんの方のご参加をお待ちしております。

実施日時　令和6年8月22日(木)　午後1時30分～3時（受付：午後1時～）
実施場所　ふれあいの里　4階　中会議室
講　　師　山陰労災病院　循環器内科
　　第三循環器内科部長　水田 栄之助　先生
テ ー マ　「健康寿命を延ばすための美味しい秘訣」

昨年度の様子

米子市 保険年金課	TEL.(0859) 23-5122（保険証、後期高齢者医療 等）	
	23-5121（高額療養費 等）	23-5407（人間ドック、健康診査、保健指導 等）
米子市 収納推進課	23-5124（納付相談 等）	23-5161（口座振替 等）